



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 2 月 24 日 (火 曜 日) 第 690 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (4件) … (“) 1	

公 告

○土地改良区の定款変更の認可…………… (団体指導検査課) 3
○漁港施設等活用事業の実施に関する計画の申請 (漁業管理課) 3
○入札公告…………… 3
教育委員会規則
○県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則…………… 4

告 示

宮崎県告示第 127号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社	都城市今町7209番	ライフマ	都城市志比田町52

Shi	地3	ネジメン	81番地12
n		ト いろ	
		は	

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市上長飯町41号30番地	都城市志比田町5281番地12	令和7年 10月1日

宮崎県告示第 128号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4552000434	みんなの広場国富店	東諸県郡国富町大字本庄4846番10	合同会社マルタク	宮崎市大字松橋一丁目7番4号	令和8年3月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510301064	訪問介護つなぐ本舗	延岡市三須町1143番地	つなぐ本舗株式会社	延岡市三須町1143番地	令和8年2月1日	同行援護

宮崎県告示第 130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510800313	グループホーム音音	西都市御舟町1丁目69番地	一般社団法人えがおの杜	宮崎市江平西一丁目5番47号AZビル	令和8年2月1日	短期入所

宮崎県告示第 131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522050543	高鍋ケアホーム	児湯郡高鍋町大字北高鍋2827番地	TKD合同会社	児湯郡高鍋町大字北高鍋 232番地1	令和8年2月1日	共同生活援助（介護サービス包括型）

宮崎県告示第 132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年2月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512140296	小規模多機能型ホームこぼる	東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	令和8年2月1日	共生型短期入所

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮原堰土地改良区（延岡市）から令和 8 年 1 月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第 137号）第42条第 1 項の規定により、青島漁港における漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定について申請があったので、同法第43条第 2 項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第38条第 1 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該実施計画について意見のある者は、下記 4 のとおり意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称

株式会社1011及び宮崎市漁業協同組合の連合体

(2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の概要

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県ホームページに掲載するとともに、宮崎県農政水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 縦覧期間

令和 8 年 2 月24日（火）から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで

3 縦覧場所

(1) 宮崎県農政水産部水産局漁業管理課

(2) 宮崎県ホームページ

4 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

令和 8 年 3 月 4 日（水）17時までに上記 3 (1)の場所に持参すること。

入札公告

一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 2 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 入札に付する事項

(1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）

令和 8 年度発行予定部数 1, 872, 000部（毎号約 312, 000部×年 6 回） 「県広報みやざき」 8 ページ、「県議会の動き」 4 ページでいずれも A 4 判・4 色カラー

(2) 調達案件の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月31日まで

(4) 納入場所 総部数のうち、約 4, 500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。

(5) 入札方法 (1)の調達案件について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該

金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に小数点第 2 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 8 年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が印刷類で、種目が平版活版のものであること。

イ 令和 6 年度又は令和 7 年度に 4 色カラーのページを12ページ以上含む刊物の印刷の実務実績を有する者であること。

ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、10日以内に約 4, 500部、11日以内に残りの部数の印刷（こん包、仕分け及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。

エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。

オ 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課から連絡を受けてからおおむね 2 時間以内にデザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。

カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。

キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。

ク 入札説明会に参加した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を令和 8 年 3 月18日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る入札の参加資格等を得るための申請の方法

2 (1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 8 年 2 月24日から令和 8 年 2 月27日まで（午前 8 時30分から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

(2) 期間 令和 8 年 2 月24日から令和 8 年 3 月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時30分から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間

<p>(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当</p> <p>(2) 交付期間 令和8年2月24日から令和8年3月18日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館1階会計管理局物品管理調達課入札室</p> <p>(2) 日時 令和8年3月4日午後2時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当</p> <p>(2) 提出期限 令和8年3月27日午後2時（送付にあっては、令和8年3月26日午後5時必着）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁1号館1階会計管理局物品管理調達課入札室</p> <p>(2) 日時 令和8年3月27日午後2時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p>	<p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) この入札による調達は、当該調達に係る令和8年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。</p> <p>(4) その他この入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of Goods and/ or Services Required: Printing of the Miyazaki Prefectural Government's Newsletters "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikai no ugoki", Estimated number of copies to be required: 1,872,000 (312,000 copies × 6 times a year)</p> <p>(2) Time-limit for Tenders: 2:00p.m. 27th March, 2026</p> <p>(3) Contact Point for Inquiries: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208</p>
--	--

教育委員会規則

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第1号

県立高等学校管理運営規則等の一部を改正する規則

（県立高等学校管理運営規則の一部改正）

第1条 県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（入学志願の手続き）</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類に、<u>入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（入学等の手続き）</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、<u>誓約書及び住民票の抄本に入学料を添え、校長の指定した期日までに、校長に提出</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（授業料等）</p> <p>第33条 学校の授業料、科目履修料、入学料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）</u>及び教育関係使用料及</p>	<p style="text-align: center;">（入学志願の手続き）</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類を校長に提出するとともに、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に定めるところにより入学者選抜等手数料を納付</u>しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（入学等の手続き）</p> <p>第19条 入学者選抜により合格した者は、誓約書を校長の指定した期日までに、校長に提出するとともに、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例に定めるところにより入学料を納付</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（授業料等）</p> <p>第33条 学校の授業料、科目履修料、入学料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮</u></p>

<p>び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料等徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。</p> <p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第75条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第84条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、<u>県外出張届出書（別記様式第17号）により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 職員の日本国外への出張については、<u>海外出張承認申請書（別記様式第18号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第90条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、<u>あらかじめ校長に届け出るものとする。</u></p>	<p>崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料等徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。</p> <p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第75条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第84条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第90条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上<u>司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。</u></p>
--	--

（県立特別支援学校管理運営規則の一部改正）

第2条 県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第73条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第82条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、<u>県外出張届出書（別記様式第21号）により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 職員の日本国外への出張については、<u>海外出張承認申請書（別記様式第22号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第88条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、<u>あらかじめ校長に届け出るものとする。</u></p>	<p>（初任者研修指導教員）</p> <p>第73条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第82条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（私事旅行）</p> <p>第88条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上<u>司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。</u></p>

（県立中等教育学校管理運営規則の一部改正）

第3条 県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入学志願の手続き）</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類に、<u>入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（入学等の手続き）</p>	<p>（入学志願の手続き）</p> <p>第17条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類を校長に提出するとともに、<u>教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に定めるところにより入学者選抜等手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（入学等の手続き）</p>

第19条 入学者選抜により合格した者は、誓約書及び住民票の抄本を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。
（授業料等）

第33条 後期課程の授業料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。
（初任者研修指導教員）

第72条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]
（旅行命令）

第81条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上~~の~~県外出張については、県外出張届出書（別記様式第20号）により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

2 職員の日本国外への出張については、海外出張承認申請書（別記様式第21号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]
（私事旅行）

第87条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。

第19条 入学者選抜により合格した者は、誓約書を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。
（授業料等）

第33条 後期課程の授業料及び手数料の徴収等については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例及び教育関係使用料及び手数料減免規程（平成9年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）並びに県立学校授業料等徴収規則（平成9年宮崎県教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）による。
（初任者研修指導教員）

第72条の2 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。

2～4 [略]
（旅行命令）

第81条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。

2・3 [略]
（私事旅行）

第87条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。

（県立中学校管理運営規則の一部改正）

第4条 県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入学志願の手続き）</p> <p>第16条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類に、入学者選抜等手数料を添え、出身学校長を経て、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略] （入学等の手続き）</p> <p>第18条 入学者選抜により合格した者は、誓約書及び住民票の抄本を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。 （手数料）</p> <p>第32条 手数料の徴収については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）による。 （初任者研修指導教員）</p> <p>第62条 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第148号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略] （旅行命令）</p> <p>第71条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上及び校長以外の職員の7日以上の県外出張については、県外出張届出書（別記様式第19号）により、あらかじめ教育長に届け出</p>	<p>（入学志願の手続き）</p> <p>第16条 入学を志願する者は、入学願書及び入学選抜に必要な書類を校長に提出するとともに、教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に定めるところにより入学者選抜等手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略] （入学等の手続き）</p> <p>第18条 入学者選抜により合格した者は、誓約書を校長の指定した期日までに、校長に提出しなければならない。 （手数料）</p> <p>第32条 手数料の徴収については、別に定めがあるもののほか、教育関係使用料及び手数料徴収条例による。 （初任者研修指導教員）</p> <p>第62条 初任者研修を受ける者（以下「初任者」という。）が所属する学校に、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第23条第2項の規定に基づき、指導教員を置く。</p> <p>2～4 [略] （旅行命令）</p> <p>第71条 職員の旅行命令は、校長が命ずる。</p>

なければならない。

2 職員の日本国外へ出張については、海外出張承認申請書（別記様式第20号）により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

（私事旅行）

第77条 職員は、私事のため3日以上居住地を離れて旅行する場合は、あらかじめ校長に届け出るものとする。

2・3 [略]

（私事旅行）

第77条 職員は、私事のため旅行する場合においても、緊急時に上司からの連絡を受けられる状態にしておかなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中県立高等学校管理運営規則第75条の2第1項、第2条中県立特別支援学校管理運営規則第73条の2第1項、第3条中県立中等教育学校管理運営規則第33条（「県立学校授業料徴収規則」を「県立学校授業料等徴収規則」に改める部分に限る。）及び第72条の2第1項並びに第4条中県立中学校管理運営規則第62条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

--	--